

# JIS

## 小規模組織のソフトウェアライフサイクル プロファイルー第2部：枠組み及び分類指針

JIS X 0165-2 : 2021  
(ISO/IEC 29110-2-1 : 2015)  
(JISA/JSA)

令和3年1月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	磯 敦夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	岡本 正英	株式会社日立製作所
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	平本 俊郎	東京大学
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	山根 香織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.6.20 改正：令和 3.1.20

官 報 掲 載 日：令和 3.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報サービス産業協会

(〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-4 S-GATE 大手町北 TEL 03-5289-7651)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	4
1.1 適用分野	4
1.2 対象読者	5
2 標準プロファイルへの適合	5
2.1 概要	5
2.2 一般原則	5
2.3 標準プロファイルの適合要求	6
3 引用規格	7
4 用語及び定義	7
5 規約及び略語	18
5.1 命名規約, 図示規約及び定義規約	18
5.2 略語	18
6 VSE のためのソフトウェア及びシステムエンジニアリングプロファイル	18
6.1 基本概念	18
6.2 標準プロファイルの目的	19
6.3 プロファイルの作成	19
7 ソフトウェア及びシステムエンジニアリング規格のプロファイル作成	20
7.1 プロファイルの根拠	20
7.2 ライフサイクル成果物規格のプロファイル作成	21
7.3 ライフサイクルプロセス規格のプロファイル作成	21
7.4 プロセス規格と成果物規格とのプロファイルによる関連付け	21
7.5 プロファイルグループにおける段階的プロファイル	25
7.6 プロファイルグループのパッケージプロファイル	25
8 VSE プロファイルの分類の原則	27
8.1 VSE の分類軸	27
8.2 プロファイル作成と VSE 分類との分離	27
8.3 プロファイルグループの段階化	27
8.4 プロファイルグループのパッケージ化	28
9 VSE プロファイルの分類	28
9.1 導入	28
9.2 プロファイル分類	28
9.3 ソフトウェアエンジニアリング共通プロファイルグループ	29
9.4 システムエンジニアリング共通プロファイルグループ	29
9.5 組織管理プロファイルグループ	29

	ページ
9.6 サービス提供プロファイルグループ	30
10 VSE プロファイル仕様ガイドライン	30
10.1 プロファイル仕様の規則	30
10.2 プロファイル仕様の策定手順	31
10.3 プロファイル仕様	31
10.4 プロファイル仕様表の例	33
参考文献	35
解 説	36

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0165-2:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS X 0165** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS X 0165-2** 第 2 部：枠組み及び分類指針

白 紙

# 小規模組織のソフトウェアライフサイクル プロファイル—第 2 部：枠組み及び分類指針

## Software Engineering—Lifecycle profiles for Very Small Entities (VSEs)— Part 2-1: Framework and taxonomy

### 序文

この規格は、2011 年に第 1 版として発行された ISO/IEC 29110-2 を改訂して 2015 年に第 1 版として発行された ISO/IEC 29110-2-1 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

世界中の VSE（小規模組織）が、価値ある製品及びサービスを生み出している。JIS X 0165 規格類のこの部では、VSE は、最大 25 人を擁する企業、組織、部署又はプロジェクトである。多くの VSE は、独立した製品、又はより大きなシステムに組み込まれる、システム及びソフトウェア構成要素を開発及び／又は維持するので、高品質な製品の供給業者として VSE を認識することが必要とされる。

経済協力開発機構（OECD）の報告書“OECD 中小企業・起業家活動アウトルック 2005 年”によれば、“中小企業は世界中の全ての国において主要な企業組織であり、国によっては企業人口の 95%～99%を占めている”とされている。OECD 各国が直面している課題は、この大規模な異業種ビジネス人口の競争力をサポートし、活気に満ちた起業家風土を促進するビジネス環境を提供することである。

実施された研究及び調査によれば、国際規格の大多数は VSE のニーズに対応していないことは明らかである。これらの規格の実装及び適合は、不可能ではないにしても、困難である。その結果、VSE は、その分野内のソフトウェアを含む品質システム及びシステム要素を生成する組織体として認識される方法を全くもっていないか、又は非常に限定されている。したがって、VSE は幾つかの経済活動から除外されている。

VSE は、国際規格を事業ニーズに関連付け、商慣行に規格を適用するのに必要な取組みを行うことが困難であることが分かっている。ほとんどの VSE は、従業員数、専門知識、予算及び時間の観点から資源を確保することができず、複雑すぎるシステム又はソフトウェアライフサイクルプロセスを確立することは、VSE にとって実質的なメリットがない。これらの問題の幾つかを解決するために、一連の VSE 特性に基づいて一連の手引が開発されている。それらの手引は、プロファイルと呼ばれる、適切な規格プロセス、アクティビティ、タスク及び成果の部分集合に基づく。プロファイルの目的は、VSE の状況に適した国際規格の部分集合を定義することである。例えば、ソフトウェアに関する JIS X 0160 のプロセス、アクティビティ、タスク及び成果、システムに関する JIS X 0170 のプロセス、アクティビティ、タスク及び成果、ソフトウェア及びシステムに関する JIS X 0171 の情報成果物（文書）がある。

VSE は、プロファイルを実装し、JIS X 0165 規格類の規定に照らして監査されることによって、承認を得ることができる。